

(陳受6第9号) 「当面の間、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情	
受理年月日	令和6年8月26日
陳情者	三鷹市上連雀7-33-8 東京土建一般労働組合三鷹武蔵野支部 執行委員長 島村 新 ほか501名
陳情の要旨	
マイナンバー関連法の改正により、本年12月2日をもって健康保険証の新規発行が停止されることとなっております。 しかし、保険証機能のマイナンバーカードへの一本化は、本来取得は任意であるはずのカード取得を事実上「義務化する」ことにほかならず、いつでもどこでも誰でも必要なときに医療を受けられる我が国の「国民皆保険制度」が機能不全に陥ることにつながりかねません。 また、医療現場ではいまだにカードによる資格確認が正確にできない（機械の故障、誤作動、ひもづけ誤り、登録遅延など）といったトラブルが後を絶ちません。全国保険医団体連合会が昨年11月から今年の1月にかけて医療機関に行ったアンケートでは、昨年10月以降、オンライン資格確認に関するトラブルがあったと回答した医療機関が6割近くに上り、現行の健康保険証の廃止に対して90%以上が「延期または保険証を残すべき」と回答しています。 マイナ保険証の利用率は2024年5月時点でも7.73%にとどまるなど多くの国民・市民の不安が払拭されているとは到底言えません。このまま現行の健康保険証を廃止にすれば、医療現場はもとより、保険者や自治体などでも大変な混乱が起こることは避けられないものと考えます。 上記の理由により、私たちは当面の間、現行の健康保険証とマイナ保険証を両立することを政府に強く要望いたします。 以上、地方自治法第99条の規定により、下記事項について武蔵野市議会から国に意見書を提出することを求め陳情いたします。 記 「当面の間、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書」を政府に送付すること。	